

2024年1月10日

各位

富山信用金庫

「令和6年能登半島地震」で被災された方を対象とした
各種融資手数料の免除について

このたびの「令和6年能登半島地震」の影響により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

富山信用金庫（理事長 山地 清）では、今般の地震で被災されたお客さまを支援することを目的に各種融資手数料を免除することとしましたのでお知らせいたします。

1. 手数料免除内容

(1) 個人のお客さま

対象手数料	免除金額等
条件変更手数料(※ ¹)	住宅ローンを含む個人ローン：11,000円
住宅ローン新規実行手数料(※ ²)	取扱手数料：融資額×0.5%×110%
対象となるお客さま	<ul style="list-style-type: none">個人ローン借入中のお客さまで、地震の影響により収入が減少し返済が困難となっているお客さま自宅の全壊、半壊により新規で住宅ローンをお申し込みされるお客さま

※¹ 条件変更に伴う繰上返済にかかる繰上返済手数料も免除

※² 全国保証株式会社への事務手数料55,000円は対象外

(2) 法人・個人事業者さま

対象手数料	免除金額等
条件変更手数料(※)	事業性融資：22,000円
対象となるお客さま	<ul style="list-style-type: none">地震により事業に影響を受け、資金繰り支援を必要とされる法人、個人事業者さま（新規の返済条件変更等）

※ 条件変更に伴う繰上返済にかかる繰上返済手数料も免除

2. 必要書類

「住宅ローン新規実行手数料」免除時のみ「罹災証明書」が必要です。

3. 免除期間

2024年1月10日（水）から当面の間

以上